

【特別支援教育に関わる情報提供】

本人・保護者に伝えるBOOK

【主な情報提供】

- ◆どんな教育の場があるの？
- ◆教育的ニーズって？
- ◆合理的配慮って？
- ◆就学先決定までの流れ
- ◆どんな支援を受けられるの？



子供の可能性を
最大限に伸ばす!!

令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から出された最新の「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」等を参考に作成!!

目次・はじめに

目次・はじめに・・・P1

第1章 「子供の可能性を最大限に伸ばすための特別支援教育」・・・P2

地域で共に学び・共に生きる「共生社会」に向けた特別支援教育の充実・・・P3

子供一人一人の教育的ニーズとは・・・P4

共に学ぶために必要な、個に応じた「合理的配慮」・・・P5

就学先決定までの流れ ～学びの場の決定について～・・・P6

障がいの程度を表す、学校教育法施行令第22条の3・・・P7

幼児期から進学・就労までの見通し(例)

～将来の見通しをもってプランを立てる～・・・P8

個別の教育支援計画とは～一貫した教育支援のために～・・・P9

第2章 「多様な学びの場について」・・・P10

「多様な学びの場の指導と支援の概要」～一人一人の教育的ニーズに的確に応えるために～・・・P11、12

「通級による指導の種類と指導例」・・・P13、14

「特別支援学級の種類と特色」・・・P15、16

「特別支援学校の種類と特色」・・・P17、18、19

学びの場の活用事例・・・P20

特別支援教育の基礎用語・・・P21

参考・引用文献 一覧・・・P22



■ 「教育支援資料」から「障害のある子供の教育支援の手引」へ

新しい時代の特別支援教育に関する方向性が示される中で、障がいのある子供の就学相談や就学先の検討等について、文部科学省が作成した「教育支援資料」の改訂が行われました。

具体的には、障がいのある子供の就学先となる**学校**(小中学校等、特別支援学校)や**学びの場**(通常の学級・通級による指導・特別支援学級)の**選択**において、**本人と保護者が正確な情報を得て、市町村教育委員会や学校等と共通理解**を図ることが示されています。また、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、**就学に関わる関係者の全てに理解してほしい**ことから、「**障害のある子供の教育支援の手引**」と名称を改定しました。

この手引きでは、

- ・障がい種別ごとの教育的ニーズの把握の方法
 - ・どのような学校や学びの場があるのか
 - ・就学までの見通し
 - ・特別支援教育の基礎的な知識 等
- 分かりやすく整理しています。



* 「障害」「障がい」の表記について、法令、著書名及び著書からの引用の場合は、そのまま「障害」と表記している。それ以外は、福島県では、一般的に使用する場合は「障がい」と表記しています(以下、同様に表記しています)。

第1章

「子供の可能性を最大限に伸長する ための特別支援教育」

すべての子供たちが
最大限に学ぶために!



ラインナップ
【主なLine Up】

- ◆「共生社会」に向けた特別支援教育の充実 ◆教育的ニーズ ◆合理的配慮 ◆就学先決定までの流れ
- ◆学校教育法施行令第22条の3 ◆進学から就労までの見通し(例) ◆個別の教育支援計画

地域で共に学び・共に生きる「共生社会」の実現に向けた特別支援教育の充実



■ これからの特別支援教育の方向性

令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(以下「教育支援の手引」)では、次のように述べています。

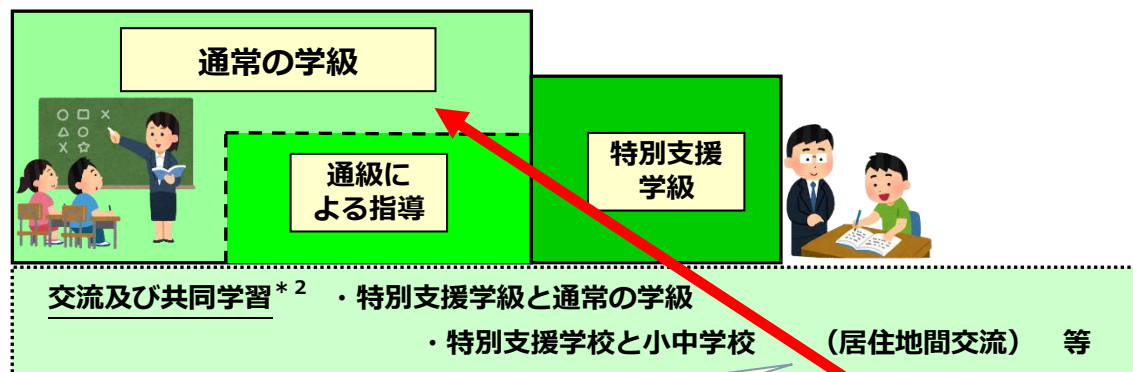
インクルーシブ教育システム*1の理念を実現し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策がとりまとめられた。

これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととしている。

引用：「教育支援の手引」(文部科学省、令和3年6月)
<下線部、太文字、赤色文字については、相馬支援学校で追加>

連続性のある多様な学びの場とは？

地域の学校で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に答えることのできる学びの場を整備しています。



学びの場は固定されたものではなく、障がいの状態等を踏まえて、市町村教育委員会の総合的な判断を受けて、柔軟に転学や学びの場を変更・検討することができます。

【特別支援教育の用語解説】

*1「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのことです。

*2「交流及び共同学習」とは、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。

参考：第7次福島県総合教育計画（中間整理）における注釈27「インクルーシブ教育システムとは」より

参考：「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省、平成31年3月）

子供一人一人の教育的ニーズとは



■ 教育的ニーズを整理し、就学先・学びの場を考えていく

子供一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等(以下「**障がいの状態等**」という。)を把握して、具体的にどのような**特別な指導内容**や**教育上の合理的配慮**を含む支援の内容が必要とされるのかという事を**検討すること**で整理するものです。

そして、こうして把握し・整理した、子供一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断していくことになります。

教育的ニーズを整理するために

三つの観点を踏まえることが大切

①障がいの状態等

- 医学的側面からの把握
- 心理学的・教育的側面からの把握

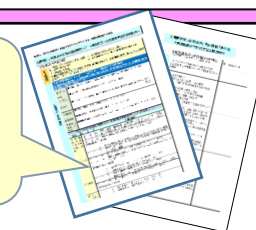
②特別な指導内容

- 就学までに特別に必要な養育の内容
- 義務教育段階において特別に必要な指導内容

③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

- 一人一人の障がいの状態に応じて、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の視点で考え、共に学ぶために必要な内容

具体的に、どのように把握していくの？
⇒別紙*3の障がい種別ごとの「教育的ニーズの把握の仕方」をご覧ください。



教育的ニーズをしっかりと把握し、

子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を考えることが大切です。

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて、市町村教育委員会等の総合的な判断を受けて、学びの場が柔軟に変更できます。



*3：相馬支援学校ホームページ内の地域支援センターの中に、「教育的ニーズの把握の仕方」として、「教育支援の手引」を参考にまとめた障がい種別が掲載してあります。障がい種別ごとにダウンロード可能ですので、本人・保護者はもちろん、学校、コーディネーター等、教育的ニーズを把握する際は、お使いください。

共に学ぶために必要な、個に応じた「合理的配慮」



合理的配慮とは？

障がい者の権利利益を侵害することにならないよう、障がい者個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

引用：第7次福島県総合教育計画（中間整理）における注釈29より
<太文字、色、下線等は相馬支援学校で追加>

障がいのある方が最大限に力を発揮し、学校生活や地域生活で、共に学び、共に生きるために必要な配慮が「合理的配慮」です。



本人に聞いていますか？
本人が制度を知っていますか？

【ポイント！！】

全ての教育の場で、「合理的配慮の提供に関する意思の表明」をすることができ、
学校と提供可能な合理的配慮について話し合うことができます。



【特別支援教育の用語解説】

■ 基礎的環境整備とは？

「合理的配慮」の基礎となるもので、各自治体内で行う教育環境の整備のことです。各学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される合理的配慮も異なります。

スロープはある？

専門性のある指導体制が確保されている？



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」*4では、学校等の公共機関は「合理的配慮の提供」が義務になっています。つまり、本人や保護者からの申し出に対して、十分な検討をせずに、否定する対応は差別に当たるとされています。

*4：いわゆる「障害者差別解消法」と言われる。令和3年6月に一部改正され、公共機関だけでなく、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されました。

就学先決定までの流れ～学びの場の決定について～



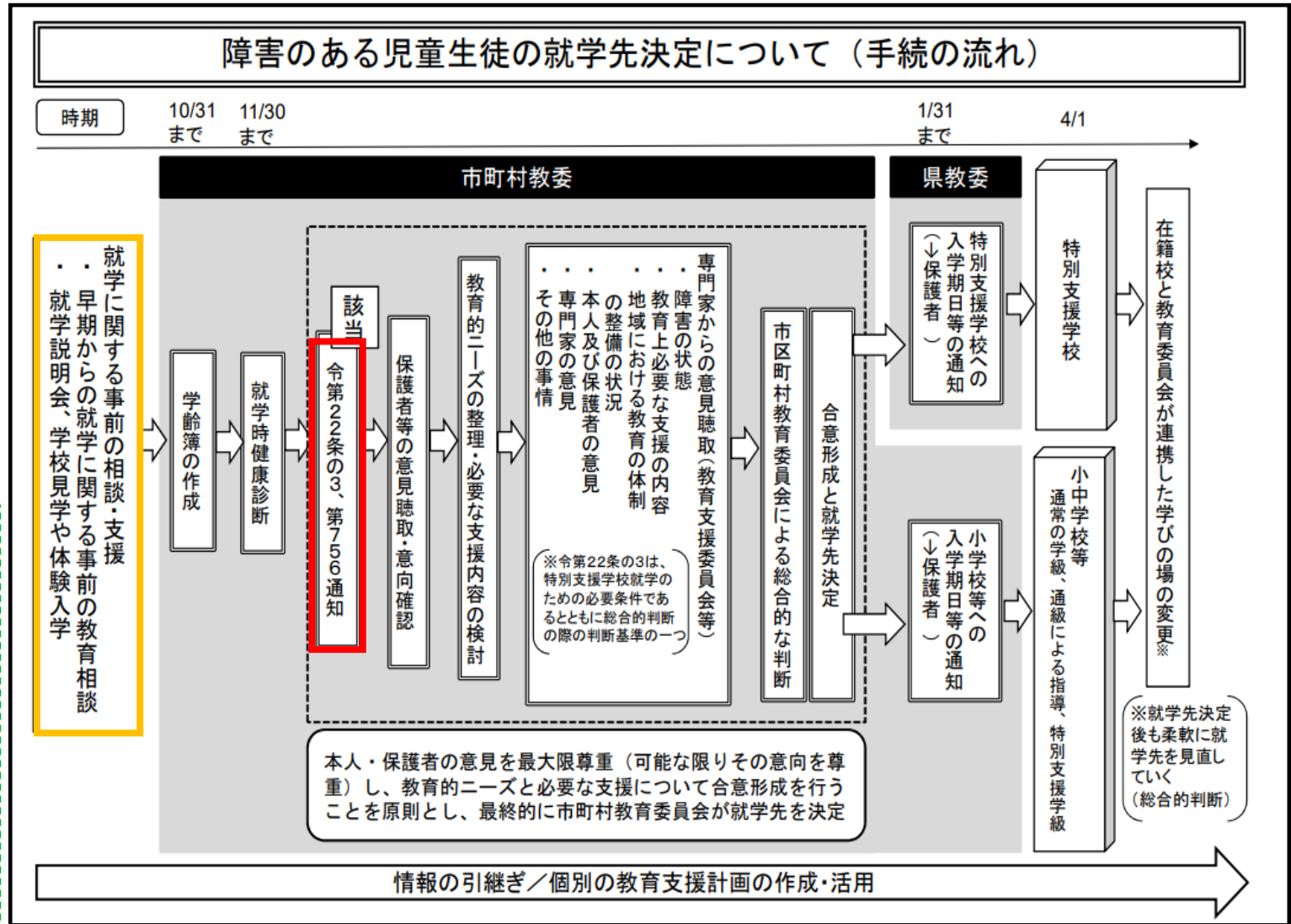
*各市町村教育委員会の日程等を確認してみましょう。

■ 早期からの教育相談・支援の重要性

乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制の確立、また、教育と福祉が早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要です。

■ 本人の意見

中学校又は特別支援学校中学校部への進学時においては、障がいの状態等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。本人の思いを受け止めながら、教育的ニーズとは何かを考え、一緒に進路を考えていくことで、その後の将来の学びの意欲につながる場合もあります。



図の引用・参考：「障害のある子供の教育支援の手引：参考資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）

障がいの程度を表す、学校教育法施行令第22条の3



学校教育法第75条に基づいて定められた政令です。

■ 学校教育法施行令第5条

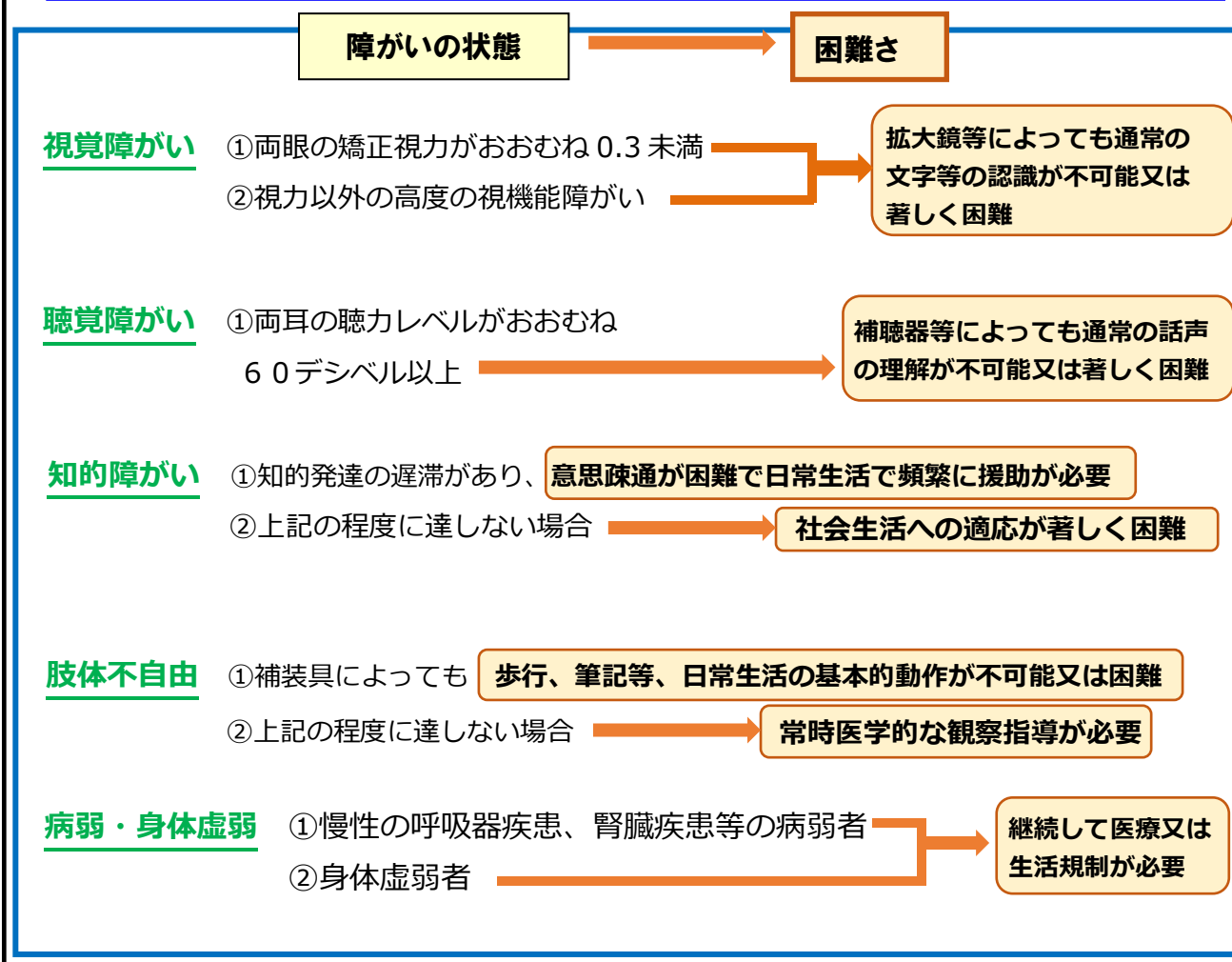
市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が**第22条の3の表に規定する程度**のものうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況その他の事案を勘案して、その住所に存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

引用：学校教育法施行令第5条
 < 赤字、下線部は相馬支援学校が追加 >



令第22条の3は、特別支援学校就学のための**必要条件**であるとともに、総合的判断の際の**判断基準の1つ**です。

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

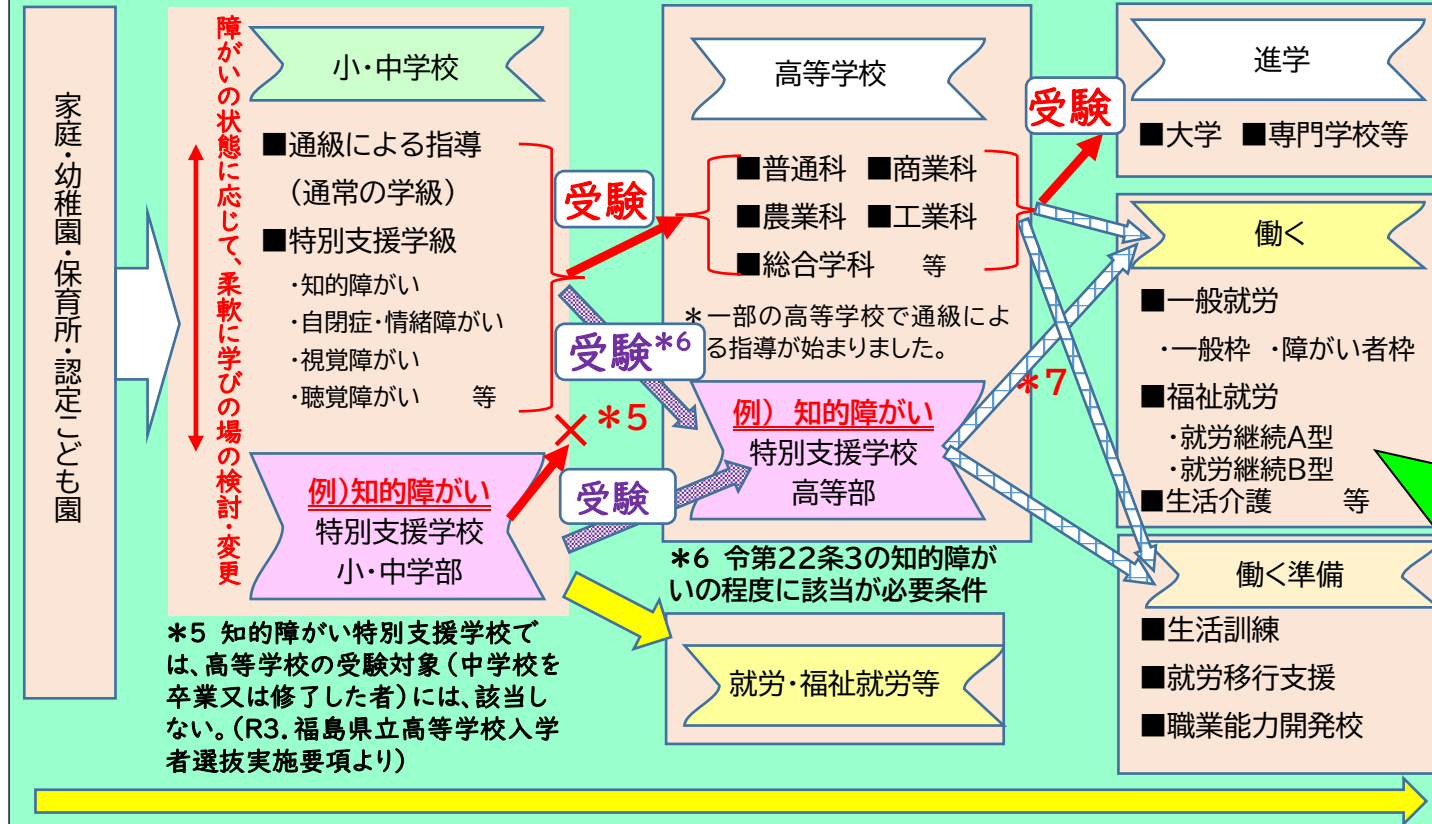


図の引用・参考：「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」（福島県特別支援教育センター、平成31年3月）

幼児期から進学・就労までの見通し(例)～将来の見通しをもってプランを立てる～



幼児期から進学・就労等までの見通しの例



一貫した教育支援の重要性

早期からの教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子供一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援、見通しが必要となってきます。

***7: 進学や一般就労を目指す際、対象が「高卒程度」となっている場合は、知的障がい特別支援学校の高等部卒業は対象に該当しないことに注意です!**



全ての場において、「個別の教育支援計画」の作成・活用等を通じて、一人一人の障がいの状態等に応じた合理的配慮を申し出ることができ、本人の教育的ニーズを整理・検討し、学校等と話し合いながら提供可能な合理的配慮を受けることができます。

参考: 「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」(福島県教育委員会)

個別の教育支援計画とは～一貫した教育支援のために～



■ 個別の教育支援計画とは？

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、**教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画**といいます。

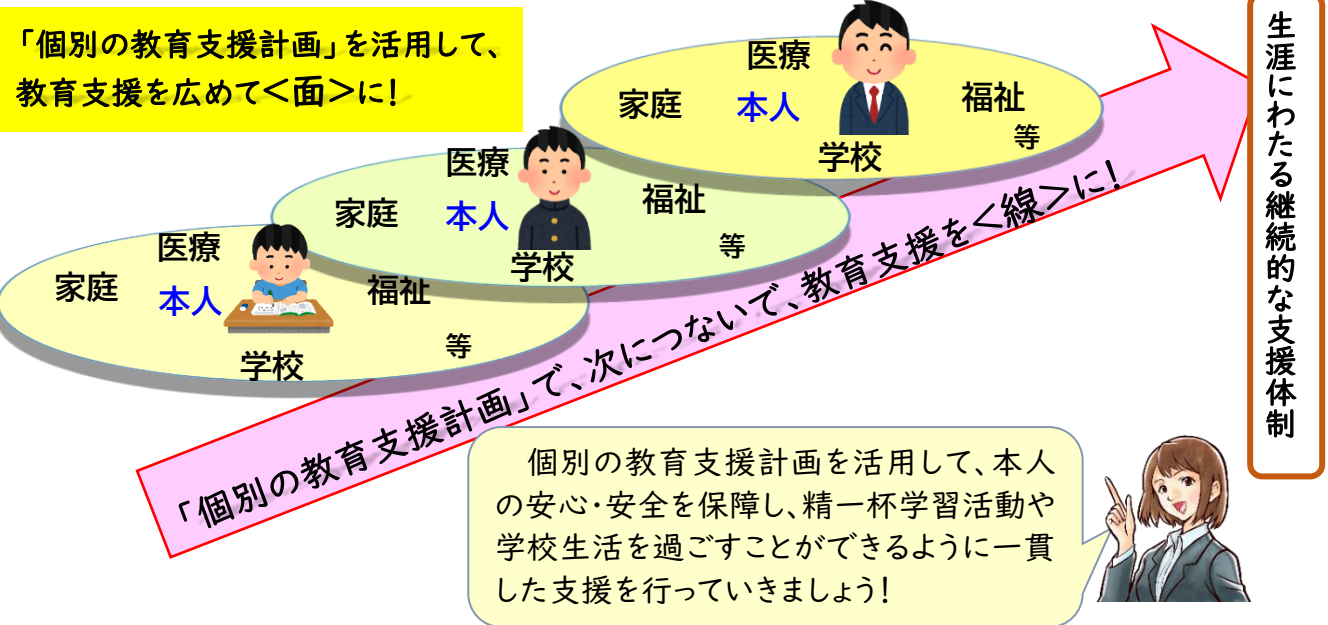
引用：「小学校学習指導要領解説総則編」（文部科学省、平成29年7月）＜色文字、下線部は相馬支援学校が追加＞

本人に必要な合理的配慮を学校と検討し、しっかりとつないでいきましょう！



“点”から<線><面>の教育支援へ

障がいのある児童（生徒）などが**生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するため**に本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際に**どのような支援が必要であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりする**など関係機関の役割を明確にすることが大切です。



第2章

「多様な学びの場について」

「多様な学びの場」の教育内容を理解して、本人の教育的ニーズに的確に応える学びの場を考える!



ラインナップ 【主なLine Up】

- ◆多様な学びの場の指導と支援の概要 ◆通級による指導の種類と指導例 ◆特別支援学級の種類と特色
- ◆特別支援学校の種類と特色 ◆学びの場の活用事例 ◆特別支援教育の基礎用語

「多様な学びの場の指導と支援の概要」

～一人一人の教育的ニーズに的確に応えるために～



通常の学級	通級による指導
指導の概要 ～教育課程等の例～	
<p>□学年相応の教育課程を受けます。</p> <p>□教育上特別の支援を必要とする児童等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに、温かい学級経営及び分かりやすい授業を実施しています。</p>	<p>□基本的には通常の学級で学習します。</p> <p>□小中学校の場合は年間10単位時間から280単位時間を標準とし、高等学校の場合は年間7単位を超えない範囲で特別の指導（自立活動）を受けます。</p> <p>*（小・中）週1～8コマ（高）年間7単位以内としています。</p> <p>【対象となる障がい種】・言語障がい者・自閉症者・情緒障がい者・弱視者・難聴者・学習障がい者・注意欠陥多動性障がい者・肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者</p> <p>*下線部の通級による指導については、指導内容等をこの後のページで紹介しています。</p>
支援の例 ～基礎的環境整備の提供状況・合理的配慮の提供状況～	
<p>【基礎的環境整備の例】</p> <p>・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業 ・タブレット端末などのICT 環境の整備 ・スクールカウンセラー・支援員等の配置・活用 等</p> <p>【合理的配慮の提供の手続き例】</p> <p>◆本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。</p> <p>（提供例）</p> <p>・漢字等にルビを振る ・問題文等の代読支援 ・代筆支援</p> <p>・別室での試験 ・学習テストにおける時間延長 ・ICT 機器の活用</p> <p>・視覚教材の活用 等</p>	<p>【基礎的環境整備の例】 *基本は通常の学級と同様</p> <p>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用 ・ICT 環境の整備</p> <p>・「特別な指導の場」の整備 ・専門性のある教員の配置 等</p> <p>【合理的配慮の提供の手続き例】</p> <p>◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。</p> <p>（提供例）</p> <p>・漢字等にルビを振る ・代読支援 ・代筆支援 ・別室での試験</p> <p>・タブレット端末の授業、試験等での活用 ・ケース会議等の指導体制の確保</p> <p>・クールダウン場所の確保 ・本人の実態に応じた指導 等</p>

*あくまでも、例であり、学校の基礎的環境整備の状況、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

特別支援学級

特別支援学校

指導の概要 ～教育課程等の例～

【実態に応じて特別の教育課程を編成】

- 障がいの種々の困難さを改善・克服する指導として、「自立活動」を設定。
- 各教科の目標や内容を学習の習得状況、障がいに応じて、①学年相応の教科等の指導、②下学年の教科等の指導、③知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて指導を行うことができます。
- 少人数(1学級8人)による適切な指導や必要な指導が行われている。

【対象となる障がい種】・知的障がい者・肢体不自由者・病弱及び身体虚弱者・弱視者・難聴者・言語障がい者・自閉症・情緒障がい者

*特別支援学級については、指導内容等をこの後のページで紹介しています。

- 特別支援学校では、幼稚部・小学部・中学部・高等部において、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障がいに応じた特別の指導(自立活動)を行っている。知的障がいのある児童生徒は、一人一人の習得状況に合わせて、**知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科の目標及び内容等**を取り扱えます。
- 通常の学級(小・中学部1学級6人 高等部1学級8人)、重複障がい学級(1学級3人)による適切な指導や必要な指導が行われている。

【対象となる障がい種】・視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者・肢体不自由者・病弱者(身体虚弱も含む)*教育の特色については、この後のページで紹介しています。

支援の例 ～基礎的環境整備の提供状況・合理的配慮の提供状況～

【基礎的環境整備の例】

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・教室環境の構造化・少人数指導・ICT環境の整備・専門性のある教員の配置・研修機会の確保 等

【合理的配慮の提供状況の例】

- ◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。(提供例)・ケース会議等の指導体制の確保・クールダウン場所の確保
- ・本人の実態に応じた指導・視覚的・体験的な学習支援・本人専用のスケジュールボード・注意集中できるようにパーテーションの使用・ヘルプカードの使用・本人に合わせた各教科等の指導 等

【基礎的環境整備の例】

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・視覚化された教室環境の構造化・少人数指導・ICT環境の整備・バリアフリーの環境・柔軟な教育課程
- ・特別支援教育に関連する専門的な研修機会の充実 等

【合理的配慮の提供状況の例】

- ◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。(提供例)・本人専用のコミュニケーションボード、スケジュールボード等の活用・具体物、タブレット端末等を活用した学習支援・クールダウンスペースの確保・本人に合わせた食事の形態の提供・実態に応じた各教科の指導 等

*あくまでも、例であり、学校の基礎的環境整備の状況、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

参考:「インクル DB」 <http://inclusive.nise.go.jp/> …インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

通級による指導の種類と指導例

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



言語障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導、話しことばの流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方にかかわる指導、読み書きに関する指導等があります。

自閉症のある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動などの実際の・具体的な場面で活用・適用して、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解するなど、社会的適応に関することを主なねらいとした指導等があります。



情緒障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、社会的適応性の向上を目的に取り組んだり、人のかかわりを円滑にし、生活する力を育てたりすることを目標に指導等を行っています。また、自尊感情の低下により生じる困難さに対し、人前で話すことや発表することに自信をもてるようにする指導やグループでの活動に参加意欲を高める指導等を行っています。



通常の学級で、何らかの学習上又は生活上の困難さを抱えていて、本人は困っていることが多い状態だと思われます。そのため、一人一人の「障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導」として、自立活動が設定しており、その中で、一人一人にカスタマイズされた教育が個別の指導計画を基に行われています。



参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



学習障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容(例)】例えば、具体的には、困難を示す能力に応じ、以下のような指導が行われています。

- ①聞くことの指導
- ②話すことの指導
- ③読むことの指導
- ④書くことの指導
- ⑤計算することの指導
- ⑥推論することの指導



例えば、⑤に関しては、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高めたり、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解いたりするなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。また、④に関して、文字を綴ることが難しい場合には、タブレット端末を活用して板書を写したり、音声入力したりするなど、代替手段の活用について指導を行ったりします。

所属する通常の学級担任と連携を密にして、本人の障がいによる困難さを踏まえて、学習に必要な合理的配慮など必要な支援を考えていきます。

*全ての通級において同様の連携を図っています。

学習上や生活上の困難さを改善し、通級による指導を終了し、本人も自信をもって、通常の学級で学んでいる例はたくさんありますよ。



注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容】例えば、以下のような指導が行われています。

①不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力が大切です。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせるなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

②衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守れるようにさせるなどして、自己の感情や欲求をコントロールするなど、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

また、LDのある児童生徒と同様に、基本的には、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導等を行っています。

なお、ADHDのある児童生徒の場合、LDや自閉症の障がいの特性を持つ場合もあり、指導の際には、本人の障がいの状態に応じて、課題相互の関連を明確にし、指導すべき課題を明確して取り組んでいます。



参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

特別支援学級の種類と特色



障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定

知的障がい特別支援学級

【障がいの程度】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省，25文科初等756号，平成25年10月）

【学級の特色】知的障がい特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されますが、子供の障がいの状態等から、特別支援学校（知的障がい）の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなど、特別の教育課程を編成することが認められています。したがって、教育課程編成や指導方法は、特別支援学校の場合と共通することも多いです。そのため、知的障がい特別支援学級においても、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている学級もあります。



通常の学級と特別支援学級との間で、「交流及び共同学習」を行っており、豊かな学習集団の中で学習することで持てる力を最大限に伸ばしたり、社会性を育んだり、互いを認め合う心を育んだりする機会の提供を計画的に行っています。



自閉症・情緒障がい特別支援学級

【障がいの程度】

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省，25文科初等756号，平成25年10月）

【学級の特色】人のかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小学校及び中学校に設置されていることから、教育課程は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領によります。しかし、対象とする子供の実態から、通常の学級における学習だけでは十分に学習の成果を上げることが困難であることから、子供に応じて学校教育法施行規則第138条に基づき特別の教育課程を編成することができ、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、自立活動の内容を取り入れて教育課程を編成しています。

なお、情緒障がいのある児童生徒の場合、心理的な要因による不登校等のために、学習空白が生じていることがあることから、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなどして適切な指導を行っています。



参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省，25文科初等756号，平成25年10月）

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会，平成26年4月）

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



難聴特別支援学級

【障がいの程度】

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特徴】難聴特別支援学級は、聴覚障がいが比較的軽い者で、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としています。教育の内容は、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われていますが、それに加え、自立活動として、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関する指導も行われています。

肢体不自由特別支援学級



【障がいの程度】

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度なもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特徴】教育目標と教育課程の編成については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間の指導の他に、運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われています。

弱視特別支援学級

【障がいの程度】

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特徴】弱視特別支援学級における教育課程は、原則として小・中学校と同様に編成され、学級においては、弱視の子供の見やすい学習環境を整えるとともに、例えば、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別な指導や配慮をしながら各教科等の指導を行っています。また、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書や拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、必要に応じて効果的に活用できるように指導しています。

病弱・身体虚弱特別支援学級

【障がいの程度】

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特徴】通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われていますが、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われています。

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

特別支援学校の種類と特色



障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定

視覚障がい特別支援学校

【障がいの程度】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

視覚障がい特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部を設置することができるようになっており、そこでは、一貫した教育が行われています。特に高等部には、普通科、本科保健医療科、専攻科医療科などが設置されており、特色ある職業教育が行われています。また、通学が困難な子供のために寄宿舎が設けられているところもあります。

【教育の特色^{*8}】

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様の各教科等に加えて、自立活動を設定し、それらを指導することによって人間として調和のとれた育成を目指しています。なお、自立活動の具体的な指導内容としては、例えば、触覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導や白杖（はくじょう）による一人歩きの技能を身に付けるための指導、視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導、日常生活に必要な基本的行動様式を身に付けるための指導や情報機器の活用技能を高めるための指導などが行われています。



聴覚障がい特別支援学校

【障がいの程度】

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

聴覚障がい特別支援学校には、一般的に幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれています。

【教育の特色^{*8}】

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、聴覚障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために、「自立活動」が設けられています。「自立活動」の指導では、個別の指導計画に基づいて指導が行われますが、聴覚障がいのある子供への指導内容は、幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用（読書の習慣、コミュニケーションの態度・技能など）、障がいの特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものなども指導していることが多いです。

各教科等の指導は、子供一人一人の実態等に応じて指導内容や指導方法を工夫することになっており、正確かつ円滑な意思疎通がなされるよう個別の指導計画に基づいて指導がなされています。



* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。
参考：「学校教育法施行令第22条の3」
参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

知的障がい特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

知的障がい特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設けられています。また、訪問教育を行っている学校もあります。

【教育の特色*8】

知的障がい特別支援学校の各教科は、小学校等の各教科の目標及び内容の連続性、関連性や知的障がいのある子供の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標及び内容が示されています。

（小学部の例）

小学部の各教科等については、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての子供に履修させるものとなっています。また、外国語活動については、子供や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるようになっています。なお、小学部の教科に、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、子供の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含しているという特徴があります。



肢体不自由特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

肢体不自由特別支援学校には、一般的に小学部、中学部、高等部等が設置され、一貫した教育が行われています。寄宿舎を設置している学校や、訪問教育を行っている学校もあります。

【教育の特色*8】

子供一人一人の肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障がいの状態等に応じた指導とともに、知的な発達の状態等に応じた指導を行う必要もあることから、肢体不自由特別支援学校においては、「小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程」「小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」「知的障がい特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等、子供の実態等を考慮した多様な教育課程を工夫して編成・実施しています。

なお、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために自立活動の指導では、例えば、身体の動きの改善・向上を目指し、環境等の把握やコミュニケーションと関連付けながら、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導、日常生活動作に関する指導なども取り組まれています。



*8：“各特別支援学校の特色”については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。
参考：「学校教育法施行令第22条の3」
参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

病弱特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

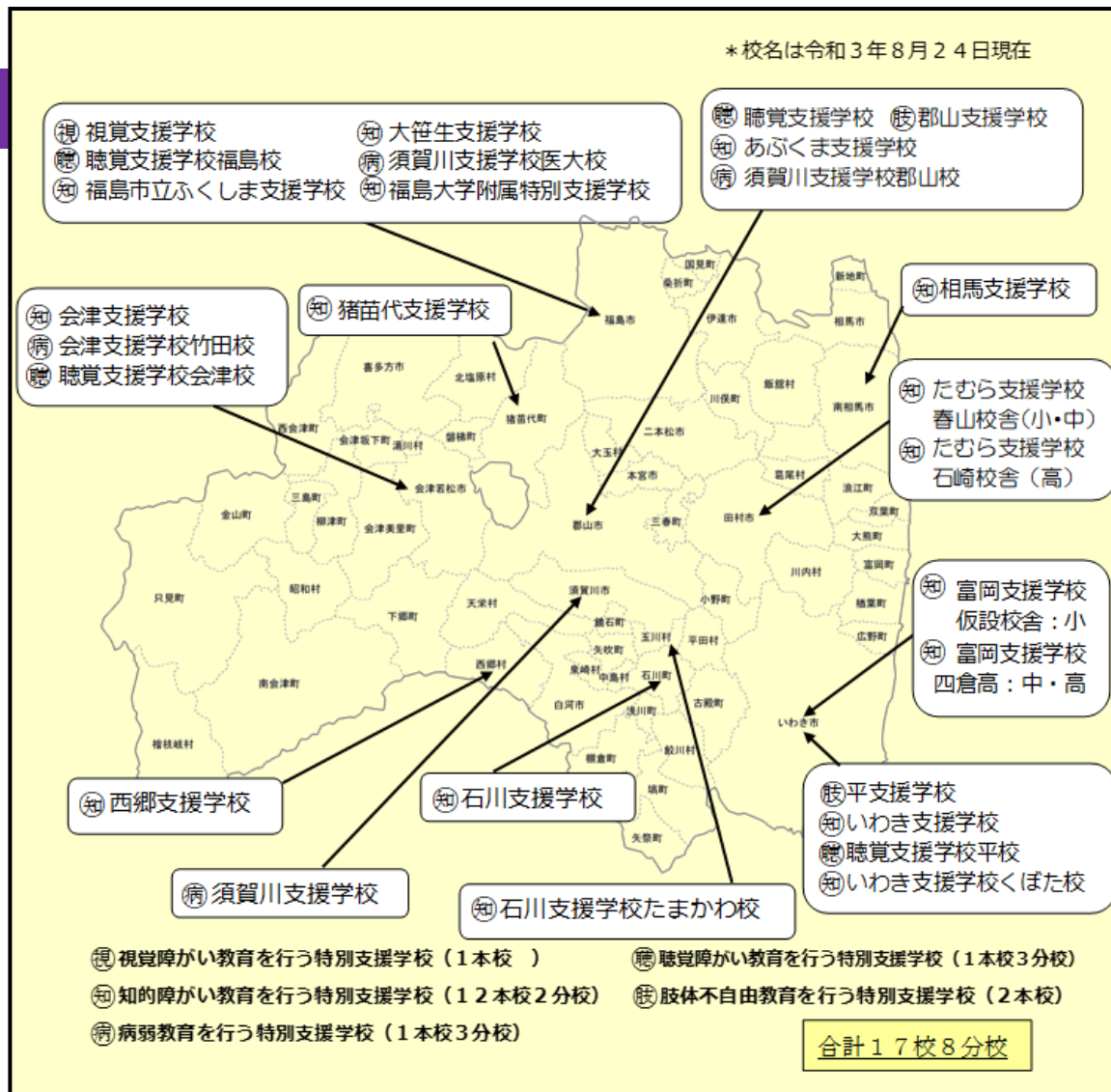
病弱特別支援学校は、病弱及び身体虚弱の状態が、この第22条の3に示されている程度の者を教育の対象とした特別支援学校で、病院に隣接又は併設されていることが多いです。また、病院内に教室となる場所や職員室等を確保して、分校又は分教室として設置している所や、病院・施設、自宅への訪問教育を行っている所も多くあります。また、病弱特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されていますが、高等部が設置されていない所もあります。そのため、高等学校段階の子供が入院する場合には、入院した病院で教育を受けることができるかどうか、病弱特別支援学校又は都道府県教育委員会等に確認する必要があります。

【教育の特色^{*8}】

小中学校又は高等学校に準じた（原則として同一の）各教科等の指導が行われており、それに加えて、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」が設けられています。



* 校名は令和3年8月24日現在



自分の地域に、どんな特別支援学校があるのか確認して、学校案内や学校要覧等を見て、学校のことについて調べてみましょう！

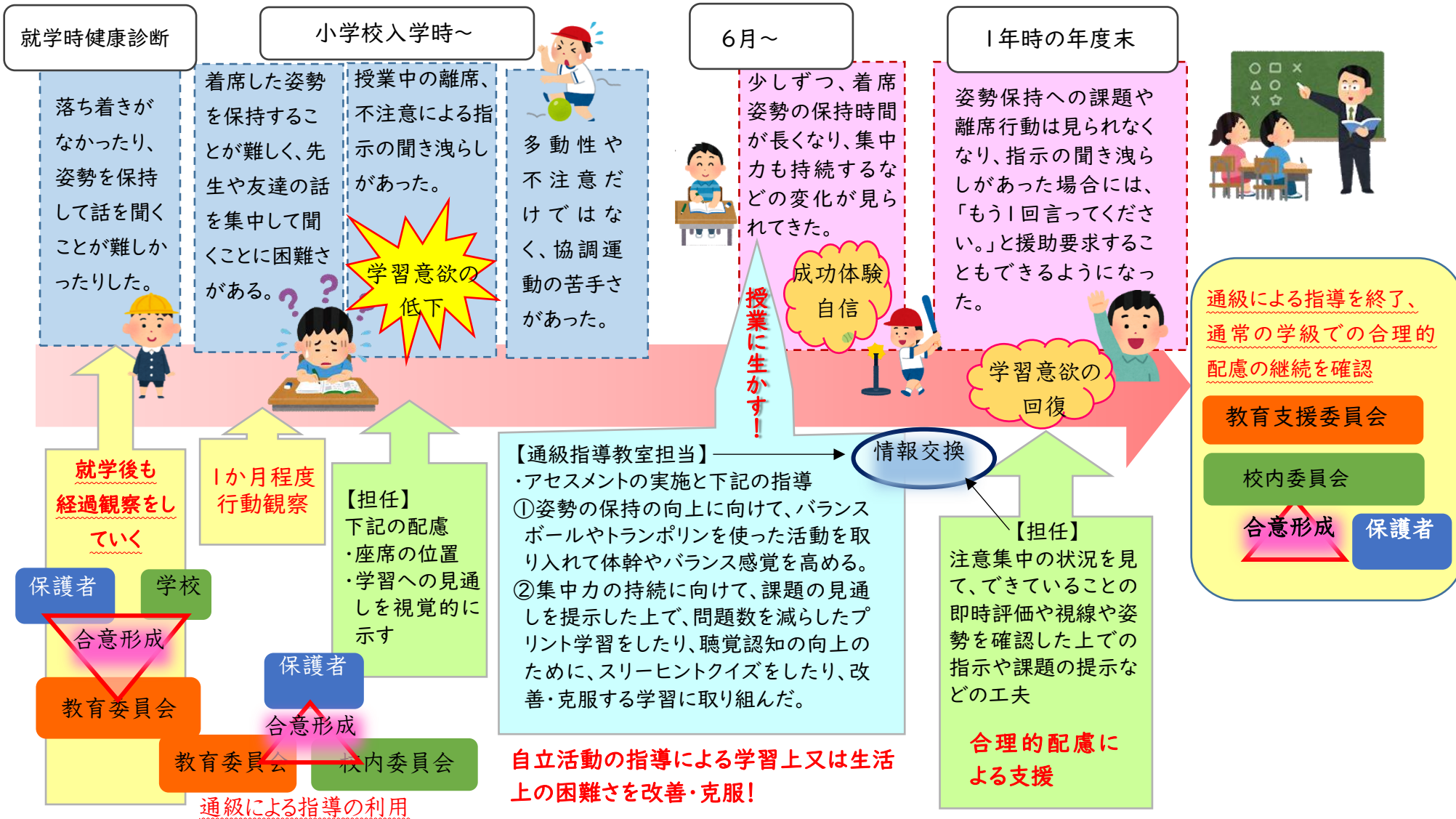


* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。
参考：「学校教育法施行令第22条の3」
参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」(福島県教育委員会、平成26年4月)

学びの場の活用事例 ◆通級による指導で学びの事例



参考：「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）



特別支援教育の基礎用語



【自立活動】

障がいのある児童生徒が自立し、社会参加するためには、各教科等で学ぶ知識や技能等の他に、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を身に付けていく必要があります。そうした困難に対応する力を児童生徒が主体的に学べる機会が自立活動の指導です。

【個別の指導計画】

個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。個別の指導計画には、大きく分けて2種類あります。

①自立活動の個別の指導計画

一人一人の障がいの状態に応じて、改善・克服する指導を明確にします。

②各教科等の個別の指導計画

学習の状況に応じてきめ細やかな配慮や知的障がい教育の各教科の段階に基づいて目標や指導内容を明確にして指導をしていきます。



【インクルーシブ教育システム】

「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

特別支援教育では、分からない用語も出てくる時があります。その際は、まずは、気軽に聞いてみましょう！



参考・引用文献 一覧

- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課. 令和3年6月)
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(文部科学省. 25文科初等756号. 平成25年10月)
- ・「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」(福島県教育委員会. 平成26年4月)
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会. 平成24年7月)
- ・「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」(海文堂. 平成30年8月)
- ・「インクル DB」 <http://inclusive.nise.go.jp/> …インクルーシブ教育システム構築支援データベース
- ・「小学校学習指導要領解説総則編」「中学校学習指導要領解説総則編」(文部科学省. 平成29年7月)
- ・「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」(文部科学省. 平成29年4月)
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(文部科学省. 平成30年3月)
- ・「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)」(文部科学省. 平成30年3月)
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」(文部科学省. 平成30年3月)
- ・「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」(福島県教育委員会)
- ・「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」(福島県特別支援教育センター. 平成31年3月)
- ・第7次福島県総合教育計画(中間整理)
- ・「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省. 平成31年3月)
- ・画像: 出典: <https://ai-catcher.com/>
- ・「子供の個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育」(全国特別支援教育推進連盟. 平成29年12月)
- ・「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月)

本人・保護者に
伝える BOOK

